

○厚生労働省告示第二百四十一号
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十第二号及び別表第七の規定に基づき、医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成十八年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。
令和八年六月十日
厚生労働大臣 上野賢一郎
(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(厚生労働大臣が定める時点) 第一条 医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第七に規定する厚生労働大臣が定める時点は、令和十一年とする。 (入院期間が三月未満である入院患者に係る推計患者数) 第二条 規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が三月未満である入院患者（以下この条において「急性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。 一 〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。 二 二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における基準年齢の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。 三 二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イに口を乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。 イ 令和五年における、当該年齢から六年を減じた年齢（口及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数 ロ 令和二年における基準年齢の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 ハ 令和二年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 四 九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。 イ 次の(1)から(3)までを合計した数 (1) 令和五年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における八十四歳の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における八十七歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 (2) 令和五年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における八十五歳の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における八十八歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 (3) 令和五年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における八十六歳の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における八十九歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数			(厚生労働大臣が定める時点) 第一条 医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第七に規定する厚生労働大臣が定める時点は、令和八年とする。 (入院期間が三月未満である入院患者に係る推計患者数) 第二条 規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が三月未満である入院患者（以下この条において「急性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。 一 〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。 二 二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における基準年齢の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。 三 二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イに口を乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。 イ 令和二年における、当該年齢から六年を減じた年齢（口及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数 ロ 平成二十六年における基準年齢の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 ハ 平成二十六年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 四 九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。 イ 次の(1)から(3)までを合計した数 (1) 令和二年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十四歳の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十七歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 (2) 令和二年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十五歳の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十八歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 (3) 令和二年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十六歳の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十九歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数		

ロ 令和五年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における八十七歳以上の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における九十歳以上の全国の急性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ（略）

（入院期間が三月以上一年未満である入院患者に係る推計患者数）

第三条 規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者（以下この条において「回復期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一 〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数とする。

二 二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における基準年齢の全国の回復期入院患者の数の対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三 二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和五年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数

ロ 令和二年における基準年齢の全国の回復期入院患者の数の対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ 令和二年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の対する令和五年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四 九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次の(1)から(3)までを合計した数

(1) 令和五年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における八十四歳の全国の回復期入院患者の数の対する令和五年における八十七歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2) 令和五年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における八十五歳の全国の回復期入院患者の数の対する令和五年における八十八歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3) 令和五年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における八十六歳の全国の回復期入院患者の数の対する令和五年における八十九歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ 令和五年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における八十七歳以上の全国の回復期入院患者の数の対する令和五年における九十歳以上の全国の回復期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ（略）

ロ 令和二年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の急性期入院患者の数の対する平成二十九年における九十歳以上の全国の急性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ（略）

（入院期間が三月以上一年未満である入院患者に係る推計患者数）

第三条 規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者（以下この条において「回復期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一 〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数とする。

二 二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における基準年齢の全国の回復期入院患者の数の対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三 二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和二年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数

ロ 平成二十六年における基準年齢の全国の回復期入院患者の数の対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ 平成二十六年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の対する平成二十九年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四 九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次の(1)から(3)までを合計した数

(1) 令和二年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における八十四歳の全国の回復期入院患者の数の対する平成二十九年における八十七歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2) 令和二年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における八十五歳の全国の回復期入院患者の数の対する平成二十九年における八十八歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3) 令和二年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における八十六歳の全国の回復期入院患者の数の対する平成二十九年における八十九歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ 令和二年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の回復期入院患者の数の対する平成二十九年における九十歳以上の全国の回復期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ（略）

(入院期間が一年以上であつて認知症でない入院患者に係る推計患者数)

第四条 規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上であつて認知症でない入院患者（以下この条及び第七条において「慢性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一 〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数とする。

二 二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における基準年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三 二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和五年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数

ロ 令和二年における基準年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ 令和二年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四 九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次の(1)から(3)までを合計した数

(1) 令和五年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十四歳の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十七歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2) 令和五年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十五歳の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十八歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3) 令和五年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十六歳の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十九歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ 令和五年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十七歳以上の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における九十歳以上の全国の慢性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変換率」という。）を乗じて得た数

ハ (略)

(入院期間が一年以上であつて認知症でない入院患者に係る推計患者数)

第四条 規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上であつて認知症でない入院患者（以下この条及び第七条において「慢性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一 〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数とする。

二 二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における基準年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三 二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和二年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数

ロ 平成二十六年における基準年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ 平成二十六年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四 九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次の(1)から(3)までを合計した数

(1) 令和二年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十四歳の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十七歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2) 令和二年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十五歳の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十八歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3) 令和二年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十六歳の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十九歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ 令和二年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における九十歳以上の全国の慢性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変換率」という。）を乗じて得た数

ハ (略)

(入院期間が一年以上であつて認知症である入院患者に係る推計患者数)

第五条 規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上であつて認知症である入院患者（以下この条及び第八条において「認知症慢性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一 ○歳から五十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数とする。

二 六十歳から六十二歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、令和二年における基準年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三 六十三歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和五年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数

ロ 令和二年における基準年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ 令和二年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四 九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次の(1)から(3)までを合計した数

(1) 令和五年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十四歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2) 令和五年における八十七歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3) 令和五年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十五歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ 令和五年における八十八歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ (略)

(入院期間が一年以上であつて認知症である入院患者に係る推計患者数)

第五条 規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上であつて認知症である入院患者（以下この条及び第八条において「認知症慢性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一 ○歳から五十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数とする。

二 六十歳から六十二歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における基準年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三 六十三歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和二年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数

ロ 平成二十六年における基準年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ 平成二十六年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四 九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次の(1)から(3)までを合計した数

(1) 令和二年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十四歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2) 令和二年における八十七歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3) 令和二年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十五歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ 令和二年における八十八歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ (略)

（入院期間が一年以上であつて認知症でない入院患者に係る政策効果の割合）

第七条 規則別表第七に規定する慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合は、第四条の規定により算定される年齢別の推計患者数を合計した数を都道府県別の推計人口で除して得た値に千を乗じて得た値（以下この条において「推計患者率」という。）が〇・六〇以下である場合は〇とし、又は〇・六〇を上回る場合であつて、推計患者率と〇・六〇の差分が推計患者率の二割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の五割とし、若しくは当該差分が推計患者率の二割以上であるときは〇・一とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2
（略）

（入院期間が一年以上であつて認知症である入院患者に係る政策効果の割合）

第八条 規則別表第七に規定する認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合は、第五条の規定により算定される年齢別の推計患者数を合計した数を都道府県別の六十五歳以上の推計人口で除して得た値に千を乗じて得た値（以下この条において「推計患者率」という。）が〇・三三以下である場合は〇とし、又は〇・三三を上回る場合であつて、推計患者率と〇・三三の差分が推計患者率の二割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の五割とし、若しくは当該差分が推計患者率の二割以上であるときは〇・一とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2
（略）

（入院期間が一年以上であつて認知症でない入院患者に係る政策効果の割合）

第七条 規則別表第七に規定する慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合は、次の各号により算定される数を合計した数を都道府県別の推計人口で除して得た値に千を乗じて得た値（以下この条において「推計患者率」という。）が〇・六九以下である場合は〇とし、又は〇・六九を上回る場合であつて、推計患者率と〇・六九の差分が推計患者率の二割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の五割とし、若しくは当該差分が推計患者率の二割以上であるときは〇・一とする。

一 第四条第一号の規定により算定する〇歳から二十一歳までの各推計患者数に關しては、それぞれこれに対応する数とする。

二 第四条第一号の規定により算定する二十二歳から二十四歳までの各推計患者数に關しては、それぞれこれに対応する数と、当該数に平成二十六年における当該年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数を合計した数とする。

三 第四条第二号及び第三号の規定により算定する二十五歳から八十六歳までの各推計患者数に關しては、それぞれこれに対応する数に平成二十六年における当該年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

四 第四条第三号及び第四号の規定により算定する八十七歳以上の推計患者数に關しては、これらに対応する数を合計した数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

2
（略）

（入院期間が一年以上であつて認知症である入院患者に係る政策効果の割合）

第八条 規則別表第七に規定する認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合は、次の各号により算定される数を合計した数を都道府県別の六十五歳以上の推計人口で除して得た値に千を乗じて得た値（以下この条において「推計患者率」という。）が〇・三四以下である場合は〇とし、又は〇・三四を上回る場合であつて、推計患者率と〇・三四の差分が推計患者率の二割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の五割とし、若しくは当該差分が推計患者率の二割以上であるときは〇・一とする。

一 第五条第一号の規定により算定する〇歳から五十六歳までの各推計患者数に關しては、それぞれこれに対応する数とする。

二 第五条第一号の規定により算定する五十七歳から五十九歳までの各推計患者数に關しては、それぞれこれに対応する数と、当該数に平成二十六年における当該年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数を合計した数とする。

三 第五条第二号及び第三号の規定により算定する六十歳から八十六歳までの各推計患者数に關しては、それぞれこれに対応する数に平成二十六年における当該年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

四 第五条第三号及び第四号の規定により算定する八十七歳以上の推計患者数に關しては、これらに対応する数を合計した数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

2
（略）